

マイナ保険証を持っていない人などへ

「資格確認書」を交付します

「資格確認書」とは

マイナンバーカード(個人番号カード)の保険証利用の申し込み(裏面参照)をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。

👍氏名、被保険者記号・番号、有効期限などが記載されています。

👍有効期限が到来する前に市からお送りします。

〈イメージ〉

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書		有効期限	年	月	日
		発効期日	年	月	日
記号	番号	(枝番)			
氏名	性別	負担割合			
生年月日	年	月	日		
適用開始年月日	年	月	日		
交付年月日	年	月	日		
世帯主氏名					
住所					
保険者番号					
交付者名					

印

「資格確認書」で医療を受けることができます

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

※これまでの保険証と同様の使い方です。



「資格確認書」が 交付される人



- マイナ保険証を持っていない人
- マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の申し込みをしていない人
- マイナンバーカードの保険証利用登録を解除した人
- マイナンバーカードの電子証明書の更新(裏面参照)をしなかった人
- マイナンバーカードを返納した人
- マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などで、マイナ保険証での受診が難しい人(要申請)

「資格確認書」を 交付するとき



- 新規に資格を取得するとき
- 資格確認書の有効期限が過ぎるとき(有効期限が過ぎる前に交付します)
- マイナ保険証が使えない状態であることを市が把握したとき
- 記載される資格情報に変更があったとき

「資格確認書」は有効期限まで使用できます

今回お送りした資格確認書の有効期限を確認してください。

令和8年8月から令和9年7月
までに**75歳**になる方

有効期限は75歳の誕生日前日までです。有効期限までに後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送付されます。

令和8年8月から令和9年7月
までに**70歳**になる方

有効期限は誕生月の月末(1日生まれの人は誕生月の前月末)までです。有効期限が過ぎる前に、新しい資格確認書を交付します。

左記以外の方

有効期限は**令和9年7月31日**です。有効期限が過ぎる前に、新しい資格確認書を交付します。



マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証には、これまでの保険証にはなかったさまざまなメリットがあります。まだご利用でない人は、この機会にぜひ、マイナ保険証の利用をはじめましょう。

- マイナンバーカードのICチップには、健康・医療、税・年金情報などの個人情報が入っていません。
- また、第三者にマイナンバーを見られても、第三者が個人情報を調べることはできません。

マイナ保険証を利用するメリット

●窓口で限度額を超える支払いが不要になります

医療費が高額になる場合でも、申請なしで医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが不要になります。(保険税を滞納している場合等を除く)



●引っ越しなどによる保険証の切り替えが不要です

就職や転職、引っ越しをしてもマイナ保険証を利用することができます。
※ただし、保険者が変わった場合には異動の届け出が必要です。



●健診や薬のデータなどが医師や薬剤師に共有され、診療に役立ちます

健診や過去に処方された薬などの情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療が受けられます。



利用には事前の申請・登録が必要です

手順1

マイナンバーカードを取得(未取得の場合)

オンライン申請(パソコン・スマートフォン)、郵送による申請、まちなかの証明写真機からの申請



▲詳しくはこちら

手順2

保険証として利用登録をする

マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の窓口、市役所国保年金課・印旛支所・本埜支所



▲詳しくはこちら

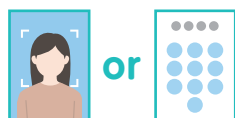
マイナ保険証で医療機関にかかるとき

1 受付



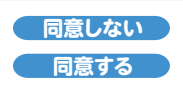
マイナ保険証をカードリーダーに置いてください。

2 本人確認



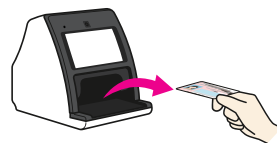
顔認証または暗証番号で本人確認をします。

3 同意の確認



医療機関へ過去の診療情報などについて提供するか確認してください。

4 受付完了



カードリーダーからマイナ保険証をとってください。

ご利用可能な医療機関・薬局などは厚生労働省ホームページで確認できます▶



マイナ保険証をお持ちの人へ

\\ 電子証明書の更新を忘れずに //

～有効期限を過ぎるとマイナ保険証として利用できません～

- ◆マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には有効期限があります。
- ◆マイナンバーカードに記載されている有効期限をご確認ください。(マイナンバーカード自体の有効期限と異なる場合があります。)
- ◆有効期限の記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

更新



●マイナンバーカードを紛失した場合はコールセンターに連絡して利用停止を!

マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178(紛失については24時間365日受付)